

2021年3月1日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L I T A L I C O
代 表 者 名 代表取締役社長 長 谷 川 敦 弥

吸収分割にかかる事前開示事項

当社は、2021年2月22日付で株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、吸収分割承継会社との2020年9月8日付株式交換契約に基づく株式交換の効力発生を前提とする2021年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行うことといたしましたので、会社法第782条1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、下記のとおり、本件吸収分割にかかる事前開示事項を開示いたします。なお、本件吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項、吸収分割承継会社においては会社法第796条第2項にそれぞれ定める簡易吸収分割であるため、両社とも株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価の定め相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、当社に対しては吸収分割承継会社の株式その他資産の割当ては行われません。完全親子会社間での事業承継に関する分割であることから相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

（1）吸収分割会社（当社）の計算書類等

当社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。なお、当社につき、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（2）吸収分割承継会社の計算書類等

2020年4月1日に成立した会社であり、事業年度にかかる計算書類等は存在しません。なお、成立日の貸借対照表は別紙2のとおりです。

5. 本件吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社及び、吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以降における債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件吸収分割効力発生日以後においても、各当事者の資産の額はそれぞれの負債の額を十分に上回ることが見込まれており、負担すべき債務の履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社 LITALICO（以下「甲」という。）と、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ（以下「乙」という。）は、甲の LITALICO ワンダー事業及び LITALICO ジュニア学習教室事業、LITALICO グループにおける経営管理及び子会社管理に関する事業の一部（「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 吸収分割

甲は、本契約の定めるところに従って、吸収分割の方法により、対象事業に関して有する権利義務の一部を乙に対して承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 当事会社の商号及び住所

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲商号：株式会社 LITALICO

甲住所：東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号

乙商号：株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

乙住所：東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号

第 3 条 承継する権利義務に関する事項

1. 乙は、本効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）に、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の甲の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。なお、不法行為によって生じた債務は一切承継されないものとする。
2. 前項により乙が承継する債務の全てにつき、甲は重畳的債務引受をする。

第 4 条 分割対価の交付及び資本金に関する事項

1. 乙は、本件吸収分割に際し、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。
2. 本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第 5 条 分割承認決議

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認、その他必要事項の決議を取得する。

第 6 条 効力発生日

本契約の効力発生日（本契約中「本効力発生日」という。）は 2021 年 4 月 1 日とする。但し、手続の進行上の必要性、乙において取得すべき許認可の取得状況、甲及び乙の間の株式交換の効力不発生その他の事由により必要な場合には、甲乙各取締役会決議によりこれを変更することができる。

第7条 条件の変更及び解除

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 組織再編制に関する事項

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、甲及び乙の間における2020年9月8日に締結された株式交換契約で定める事項に変更が生じた場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、または効力発生日を変更することが出来るものとし、株式交換の履行が不能となった場合には、本契約を当然に解除することができる。

第9条 規定外事項

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、原本を甲が保有し写しを乙が保有する。

2021年2月22日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社 LITALICO

代表取締役社長 長谷川 敦弥

乙：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

代表取締役社長 長谷川 敦弥

承継対象権利義務明細表

1. 資産

本件吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、対象事業に関して保有している資産のうち、以下の資産（ただし、知的財産権の承継については本紙第3項において定めるとおりとする。）であって法令上承継可能なもの。

（1）流動資産

- ・対象事業にかかる売掛金債権
- ・たな卸資産
- ・前払費用
- ・その他流動資産（貸倒引当金含む）

（2）有形固定資産

- ・建物附属設備
- ・工具、器具及び備品
- ・減価償却累計額（承継される固定資産にのみ対応）

※ 本紙第4項に基づき乙に承継される契約か否かに関わらず、甲の締結している契約上明確に当該資産の譲渡が禁止されている又は当該契約の相手方から乙への承継を明確に拒絶された資産は除く

（3）無形固定資産

- ・ソフトウェア（仮勘定含む）

※ LITALICO ワークス事業及び LITALICO ジュニア児童発達支援事業と共通基盤で使用している請求支援システムのうち当該事業部専用部分は除く

（4）以下の保有株式又は持分

本項に列挙する株式又は持分以外の保有株式又は持分は承継しない。

- ・子会社株式
株式会社 LITALICO ライフ
- ・その他株式
ユニファ株式会社

※ 承継に関する許諾を得ることを条件とする

（5）その他の固定資産

- ・敷金及び保証金

2. 負債

本件吸収分割により乙が甲から承継する負債は、対象事業に関する負債のうち以下の負債。

ただし、法令上承継が認められない負債及び債権者から本効力発生日までに同意が得られない負債を除く。

- (1) 預り金
- (2) 未払金
- (3) 未払費用
- (4) リース債務（流動負債・固定負債）
- (5) 賞与引当金
- (5) その他承継対象事業に係る負債（短期借入金、長期借入金は除く）

3. 知的財産権、情報等資産

(1) 本効力発生日において本件対象事業に関連する知的財産権のうち、特許権、及び商標権（これらの登録を受ける権利及び商標登録出願により生じた権利を含む。）並びに対象事業以外の甲の事業にも関連する知的財産権を除く、その他一切の知的財産権（日本法、外国法又は条約において法的に保護されうる知的財産権及びこれらの登録を受ける権利をいい、ノウハウを含む。）

(2) 本効力発生日において対象事業（LITALICO ワンダー事業、LITALICO ジュニア学習教室事業、LITALICO グループ経営管理事業（LITALICO ワークス事業及び LITALICO ジュニア児童発達支援事業のご利用者へのサービス案内の事業、ご利用者問い合わせ対応の事業及び国保連請求支援事業を含み、それらに限らない））において取り扱うお客様情報のほか、従業員情報、各種取引先情報等（個人情報保護法第23条第5項第2号に基づき、吸収分割による事業承継に伴う第三者提供とされないものを含む。）

4. 対象事業に関連する契約 ただし、以下の契約を除く。

- (1) 対象事業以外の甲の事業に関連して締結された契約のうち、承継対象資産及び負債の範囲に影響を与えない当該契約
- (2) 上記(1)に係る契約と同一の取引先との間において締結された付随契約
- (3) その他法令上承継が認められない契約
- (4) 甲が契約継続義務を特に負担し、相手方と分割承継に関する合意が得られなかった当該契約

5. 雇用契約

本件吸収分割により、本件対象事業に主として従事する甲の従業員にかかる雇用契約及びこれに付随する権利義務は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき原則として承継対象とする。

6. 許認可

本件吸収分割により乙が甲から承継する許認可は、本件対象事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものに限る。

以上

計 算 書 類

(設立時貸借対照表)

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

貸 借 対 照 表

(2020 年 4 月 1 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,754	流動負債	3,731
現金及び預金	1,500	前受収益	3,731
前払費用	6,254	負債合計	3,731
固定資産	290,262	(純資産の部)	
有形固定資産	143	株主資本	294,286
工具、器具及び備品	431	資本金	10,000
減価償却累計額	△287	資本剰余金	284,286
無形固定資産	288,845	資本準備金	284,286
ソフトウェア	221,289		
ソフトウェア仮勘定	30,037		
その他	37,519		
投資その他の資産	1,272		
長期前払費用	1,272	純資産合計	294,286
資産合計	298,017	負債純資産合計	298,017

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

以上